

公益社団法人京都府介護支援専門員会 常任理事会設置規程

(目的)

第1条 この規程は公益社団法人 京都府介護支援専門員会（以下「当法人」という。）が理事会業務の円滑な運営をはかるため、設置する常任理事会について必要な事項を定める。

(構成)

第2条 常任理事会は、理事の中から会長が指名する常任理事をもって構成する。

(職務)

第3条 常任理事の職務は、次のとおりとする。

- (1) 部会の部会長及び副部会長となる
- (2) 理事会に提案する議題に関する事項の審議
- (3) 事業計画及び収支予算等に関する事項の審議
- (4) 事業報告及び計算書類等に関する事項の審議
- (5) あらかじめ理事会が委任した事項の審議
- (6) 会長又は副会長が常任理事会に指示した会務に関する事項の審議
- (7) その他総会及び理事会の議決を要しない会務の執行に関する事項の審議

(召集)

第4条 常任理事会は会長が招集する。

(報告)

第5条 常任理事会において審議された結果は、次回理事会に報告しなければならない。

(事務局)

第6条 常任理事会の事務局には、事務局長がこれに当たる。

(規程の改正)

第7条 この規程の改正は、理事会の決議による。

2. 改正した場合は、社員総会に報告しなければならない。

附 則

1. この規程は、平成26年1月8日から 施行する。